



〒300-2667 つくば市中別府 591-7
電話/Fax 029-847-3884
(<http://peace.arrow/jp/tsc/>)

2018年7月1日、つくば市大穂交流センターにおいて、神奈川大学教授・日本学術会議「安全保障と学術に関する検討委員会」前委員の小森田秋夫教授を招いて、第23回講演と対話の集い「軍事研究に関する日本学術会議の声明から1年・その意義と残された課題」を開催しました。約20名の参加があり、小森田氏の講演とそれに引き続く討論、職場からの報告がありました。講演概要とアンケート結果などは前号ニュース61号に掲載しています。ここでは講演内容と討論の記録を掲載します。

第23回講演と対話の集い “講演と討論の記録”

第1部 講演 (13:30~15:10)

“軍事研究に関する日本学術会議声明から1年”
～その意義と課題～

小森田 秋夫氏 (神奈川大学)

第2部 全体討論 (15:25~16:30)

司会：手島昌己 氏

『小森田秋夫氏の講演内容』

◆はじめに

私がここに招待されたのは、学術会議の声明が「学問の自由」に重点を置いたことに疑問・違和感を持たれていて、私が講演でたまたま其処に言及したことで関心を持たれた事のようです。今日の話の大前提として、私の立場は、学術会議が「学問の自由」に着目して前面に押し出したことを擁護し、大学等がこの線に沿って対応することを期待するというものです。その上で残された課題は何かとすることについて論点を整理していきます。また、学術会議はたまたま選ばれてきた委員で構成されているので、様々な意見を持った人が集まっているところです。だから、運動の側が目指していることを全て学術会議に求めるには元々困難があるということは、常々考えていることです。学術会議の委員は国立研究機関にはほとんど認識がなく、大学を念頭に議論をしています。

◆軍事的安全保障研究に関する学術会議の声明と報告

学術会議の審議内容は全部公開されていて、学術会議のホームページ(<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/anzenhosyo/anzenhosyo.html>)に出ています。

会長が提案した審議事項は以下のように構成されています。

- (1) 1950年と1967年声明の継承とその視点
- (2) 「軍事的安全保障研究」の基本的問題点
- (3) 「安全保障技術研究推進制度」の問題点と民生分野の研究資金の充実の必要性
- (4) 大学等の研究機関による審査制度の設置、学協会等によるガイドライン等の設定の必要性
- (5) 科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けて行く必要性、日本学術会議の役割。

日本学術会議の声明と報告は一体のものです。審議を取りまとめたもの・最終的な結論を出す前提となる問題の認識が「報告」で、「報告」のエッセンスに旧声明に対する態度表明を付け加えたものが「声明」になっています。今日のお話でも「声明」だけでなく「報告」をしばしば引用します。

◆軍事研究をどのように捉えたか・「軍事的安全保障」という新しい用語を使ったことについて

会長は「安全保障」という言葉で通したかったようだが、デュアルユースの問題もあって、検討委員会の当初から「軍事」と「安全保障」という用語が併存していました。「安全保障」だと、サイバーセキュリティなどにも問題が拡散していく心配があつたので、問題の焦点を明確にすることが当初からの課題でした。

検討対象である防衛装備庁が「安全保障」という言葉を使ってい

るから、「軍事」という言葉を出すべきでないという強い意見を持つ委員がいました。相手側が「安全保障」という言葉を使っているからと言って、その論理の中だけで議論するわけではないので、検討・分析する側がそれを使わなくてはいけないということはない。安全保障そのものについては是非を論じることはできないので、安全保障という言葉を使いつながらターゲットを明確にする言葉として「軍事的安全保障研究」がひねり出されることになった。これまで「軍事研究」という言葉でイメージしてきたものと基本的には変わらないと考えて頂いて良い。

◆「軍事的安全保障研究」が何を指すのか
軍事的安全保障研究とは、
ア、軍事利用を直接に研究目的とする研究、
イ、研究資金の出所が軍事関連機関である研究、
ウ、研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、
である。ウの研究については、可能性だけで捉えると何で軍事研究になるのではという疑問が出てくるので、慎重な対応が求められるという表現になっています。

◆基礎研究と軍事研究の関係について

「基礎研究であれば一律に軍事研究には当たらないわけではなく、軍事研究につなげることを目的とする基礎研究は軍事的安全保障研究の一環である」と報告書では明言しています。防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度は、昨年度からは基礎研究であるということを強調するようになっていますが、当初は防衛装備品の開発につなげる研究と明確にしていました。

◆軍事的安全保障研究についての一般的な評価

ここでは、防衛装備庁の制度だけでなく、すべてについて判断する際の基準になる基本的な考え方を示しています。

科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応えることである。学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり、動員されたりすることがあるという歴史的な経験を踏まえて、研究の自主性、自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない。軍事的安全保障研究では研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持を巡って、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある。

◆安全保障技術研究推進制度をどう評価するか

科学者の自由な創意に基づく科学研究費とは異なり、政府機関の委託研究に共通する特徴として、
機関が応募の可否を判断する、
機関が研究者の申請をチェックする、
PD(プログラム・デレクター)、PO(プログラム・オフィサー)による
進捗管理をする、
知的財産権保護の観点からの公開の制限がある。

ということがある。安全保障技術研究推進制度ではこれに加えて、防衛装備庁の職員であるPO、PDの役割はどんなものか、公開性の保証が本当にあるのか、について議論が行われました。

防衛庁のある雑誌に書いてある引用ですが、研究の進捗状況が芳しくなければ研究の推進を図るために助言をしたりするのがプログラム・オフィサー(PO)の役割である。POは防衛用途への応用という出口を目指して研究委託先と調整実施する。POは防衛庁の研究室長級の技術者、一定レベルの実績のある管理職の人が行うと述べており、単なる事務職員が会計チェックをやるのとは違う。

11月に防衛庁の管理長クラスの人と現場に近い人を招いて審議をしました。現場に近い人は「今回の研究については、例えばジクソウパズルのピースの一つについて要素的に研究していただくというようなものでございます。我々の考えている装備品というのはジクソウパズルの完成版というふうにお考えいただければと思いますが、ほんの一部についての研究とご理解ください」と述べました。この方が、その場で思ついたことかもしれません、非常にわかりやすい話だと思います。防衛装備庁の方は防衛装備品というジクソウパズルの完成品が頭にある。これを要素技術に分解して研究者に研究してもらう。個々の研究者はその技術を担当しているわけでその全体像がどうなるかについては知る必要はない。研究がピースの形に合うように、プログラム・オフィサーが助言・調整をするということだと受け取りました。

◆平成29年度の募集要項に対する評価

3年目の29年度は文言の変化があり、軍事研究を薄めようとしました。防衛装備品という目標をやめて防衛分野としました。それから基礎研究であるという言葉を繰り返し強調すること、より重要なことは公開性の強調、秘密指定を否定し、研究への不介入を強調していることです。

12月の検討委員会の時に、防衛庁の人が「公開の制限がない」と言っているのを信用できないのですかと言った委員がいました。これは防衛庁の人が信用できないのではなくて、必要があれば秘密扱いにすると言うのが軍事研究の本性なので信用できない、と私は理解している。

私の推測では、この制度が定着して応募することが当たり前になっていくかもしれないが、そうなるまではあまり介入しないという態度を防衛装備庁が取るんではないかと思います。だから、この資金を得ている研究者の声が聞こえてきても、「普通にやっていますよ」と言うのではないか。軍事研究の性質から言って必要が有れば秘密のベールに被せることがあるので、防衛装備庁が公開の制限はないと強調していてもそれは信用できないと思います。

◆残された課題1：米軍からの資金提供に関して

長期にわたって日本の研究者に米軍資金の提供が行われ、さらに軍事的安全保障研究にかかる日本の制度が、全体として「アメリカ化」しようとするなかで、アメリカにおける研究資金制度とその運用について正確に理解しておくことが必要であると思います。

アメリカにおける研究資金には、成果の公表に制約のないFundamental Researchと、公表に制限がある Restricted Research の区別があり、軍事研究機関からの資金でも Fundamental Research と位置づけられていれば、研究成果の公開に制約が無いことがあり得る。Restricted Researchについては、アメリカでは大学ごとのポリシーがあり、スタンフォード大は研究成果の公表を最優先して、原則として受け入れない。MITでは制限付き研究は大学校外の研究所等で行う。バージニア工は制限付き研究も受け入れるが、管理を徹底する。アメリカの制度を理解したうえで日本はどうするか、きちんとした理解、方向性を出すべきだと思う。

◆残された課題2：デュアル・ユース、官产学間の研究連携

総合科学技術イノベーション会議を「司令塔」とする政府の科学技術政策全体に「デュアル・ユース技術」の開発推進の視点を貫くこと、企業と大学との連携を一層進めることができることが強調されている。このような中で「安全保障技術研究推進制度」を媒介とする企業と大学との連携だけでなく、防衛装備庁を直接の資金源とするもの以外の官产学間の資金の流れについても、デュアル・ユースという事が言

われているので、軍事的安全保障の観点から注意を向けることが必要です。

◆なぜ学問の自由という視点を前面に出したのか

声明は、「近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、我々は大学等の研究機関における軍事的な手段による国家の安全保障にかかる研究が学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、2つの声明を継承する」としました。

なぜ学問の自由という視点を前面に押し出したかのとすると、審議事項である「50年及び67年決議以降の条件変化をどう捉えるか」について、「専守防衛から米軍と一体化した自衛隊の海外展開」、「民主国家になったので、戦前に対する反省の確認は不要」、「自衛目的の研究を容認すべき」などと、委員の間に認識の相違があつたからです。このような状況のもとで両声明を堅持するというだけでは今日的な問いに正面から答えることにはならない。より突っ込んだ議論や検討が必要だということになって両声明の発展的継承が必要だとありました。

多様な意見を含む科学者コミュニティが最大限一致することの可能な視点として、学問の自由が設定されました。2015年の安保法制の議論以来、立憲主義という言葉が運動の中で強調されてきています。憲法改正は良いと考えている人も、現在の安倍政権の進めているやり方は立憲主義の観点から許せないと一致して運動を進めてきているのが、ここ数年の特徴だと思います。従って、立憲主義の価値は平和主義を擁護するという文脈のもとで強調されてきたとはいえ、平和主義の課題は立憲主義擁護に解消されるわけではないというのも事実ではないかと思います。

「戦争を目的とする研究」を拒否するという精神と、その背景にある、科学者が戦争に動員され、「科学者コミュニティが政府から独立性を確保できなかったことに対する反省」を再確認するという意味で、かつての2つの声明を堅持しているわけですから、「戦争を目的とする研究」をしないという事は引き継いでいるわけです。しかし、これらを生かすためには、学問の自由にとどまらない、多次元的な検討が必要であるというのが、私の今の時点での理解です。

◆研究の公開に関して、学問と軍事との緊張関係

その上で学問の自由ですが、学問の本性としての普遍性・公開性に対して、軍事の本性は友敵性(味方と敵がいること)・秘密性です。味方の間では情報を共有するけれども敵には出さない。敵のことは十分に情報を収集するけれども味方の情報は敵には出さない。こういう情報のしきりが必ず軍事には生まれてくる。そういう意味で学問と軍事の間には根源的な緊張関係がある。

軍事研究を一層推進しようとする立場からも情報管理の重要性が自覚されている。いわゆる安全保障輸出(貿易)では「武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための先進国を中心とした国際的な枠組みに基づく輸出等の管理」をしている。また、経団連の2015年の文書は「あらゆる所で基礎研究について大学との連携が必要である。その際大学には情報管理に留意する。安全保障に貢献する研究開発に積極的に取り組むことが求められる。」と言っている。去年の自民党安全保障調査会の報告では、「国家安全保障に資する研究を担う意欲のある大学については国公立、私立の区別なく、セキュリティ・クリアランス(技術上の管理の資格のある人を認定)を付与する大学として指定し、政府として研究面や財政面を含め、積極的に支援する。大学にも国家安全保障に関する研究をしてもらおう」と提言している。軍事研究には秘密保持が必要です。研究の公開については楽観はできない。

◆研究の適切性の判断と「学問の自由」の意味について

研究の適切性については科学者本人が判断するだけでなく、大学等の各研究機関が責任を持って判断すべきである。このことを「学問の自由の侵害」と考えるべきではない。学問の自由とは何よりも政府による学問の介入からの自由を意味する。

「研究の適切性について学術的な蓄積にもとづいて科学者コミュニティとして自己規律を行うことは、個々の研究者の学問の自由を侵すものではない」ということは、声明の前提になっている考え方です。生

報告の中で「科学者が自らの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することは難しい、研究の出口を管理しきれないからこそ、まずは入口において慎重な判断を行うことが求められる」と述べています。審査の基本的視点は、「学術の健全な発展」の前提である「研究の自主性、自律性」、特に「研究の公開性」、「研究資金の出所」等に関する慎重な判断、目的、方法、応用の妥当性の観点からの研究の適切性である。審査制度の設計は各大学等の自治的判断に委ねられる。各大学等には声明、報告の指摘に限定されることなく、必要に応じて倫理規定等を見直す等して、独自に審査基準や手続きを設けることが期待されます。

◆なぜ軍事研究が問題なのか

第2回検討委員会の論点整理の中で、なぜ軍事研究を問うのかについて1項目設けて、つぎの3つの問題があると言いました。

- 1.軍事は人の殺傷の可能性を前提とした国家行為
- 2.軍事は敵、味方の関係を事実上想定——公開性に大きく響く
- 3.研究の在り方に影響を及ぼす可能性——公開性・研究資金のながれに影響

1番目は、人を殺すための研究をしてはいけないということだが、学術会議はこの論点に触れていない。これはどう考えるかについては、各大学等で審査基準を考えるときに、コンセンサスが得られれば大いに盛り込んでほしい。その際もっぱら執行部の意思に依存するトップダウンで決めるのではなく、持続的かつ率直に議論する雰囲気の醸成が必要である。

◆軍事的安全保障研究に関する機関アンケートの結果

日本学術会議科学者委員会は、科研費をたくさん貢っている183機関に対してアンケート調査を行い、135機関から回答がありました。対象には国公立大学、私立大学とその他の研究機関が含まれています。

その他の研究機関(国立試験研究開発法人を含む)からの回答には以下のような特徴がありました。

- ・回収率が一番低い。
- ・軍事的安全保障研究に対して何らかの基本原則、方針(ガイドライン)がありますかについて、「ない」の回答が目立って多い。
- ・学術会議の声明についてどのような対応を行いましたかについては、とくに対応していない所が目立って多い。
- ・この声明を受けて、何らかの審査制度を設けたり、検討したりしていますかでは、「検討していない」が52.6%でほかと比べて比較的多い。その理由としては、軍事的安全保障研究と見なされる研究が行われる可能性はほとんどないため審査制度を検討する必要はないが最も多く、60%であった。
- ・これまで安全保障技術研究推進制度への応募を認めたことがありますか、では78.9%がないと回答した。
- ・ガイドラインや審査手続等は声明が出される前から設けていたものですか、それとも声明をきっかけに新たに設けたものですかでは、声明が出される前から設けていた所が62.5%と多かった。国公立大では声明をきっかけに設けた所が多くて2/3になった。
- ・これまで安全保障技術研究推進制度への応募を認めたことがありますか(研究分担者を含む)では、あるが、21.1%、ないが78.9%であった。
- ・特に検討していない理由は次のどれですかでは、安全保障技術研究推進制度に応募する可能性はほとんどないため方針(ガイドライン)や審査手続き等を検討する必要はないが、72.7%であった。
- ・貴研究機関では最近10年間に安全保障技術研究推進制度以外の防衛省や防衛装備庁との研究協力が実施されたことはありますかでは、国立研究機関が国立大学15.3%より多く、47.4%と割合は多かった。

◆学術会議では、主に大学を対象にして見解がまとめられた

国立研究機関は、大学とは異なる性格、ミッションを持っている。また日本の科学者、特に理工系の科学者の大半は企業に所属している。従って学問の自由の論理が届きにくい科学者がいることをどう考えたらよいか、という問題について日本学術会議では十分に検

討してないことになります。

検討委員会の審議では当初から日本学術会議の見解は誰を名宛とすべきかが問われていた。防衛装備庁や企業の研究者も想定した見解とすべきだという意見も存在した。最終的には、事実上、大学に焦点を当てた見解がまとめられた。そのことを「報告」の中で、政府機関及び企業等と学問の自由を基礎とする大学等の研究機関とでは所属する科学者と機関組織との関係が質的に異なる。本委員会では主として大学等の研究機関における研究のありかたについて検討した。だから学問の自由を前面に出したのだと説明している。

◆科学者の社会的責任という次元での検討が必要ではないか

日本の科学者は88万人くらいいます。理学、工学の人は企業に所属し、人文、社会科学は大学に所属していると考えておけば大きな間違いはない。理学、工学は安全保障技術研究推進制度の分野を対象にしているのでこの問題を避けて通れないわけです。

そこで、科学者の社会的責任という、学問の自由とは違った次元での検討を必要としている。科学者は、学問の自由の下に特定の権威や組織の利害から独立して、自らの専門的な判断により真理を探求するという権利を享受すると共に、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する(日本学術会議「科学者の行動規範」前文)。科学者には科学の成果がどのように利用される可能性があるかについて自覚し、必要に応じて適切な対応を行う社会的責任がある。

また、自らの研究がどのような社会的条件(大学の自治のような制度的環境、研究補助者の役割や教育との関係、研究資金の出所など)のもとで行われているかについて自覚し、その望ましい在り方について発言することは、科学者のもうひとつの社会的責任であるととらえることが必要ではないか。

◆所属機関のミッションと科学者の社会的責任との関係

国立研究機関は国家目的に沿った研究をミッションとするという傾向を強めていると思います。典型はJAXA、我が国の安全保障に資することを法律に明記した宇宙航空研究開発機構です。企業の一部は武器輸出をてこに軍事産業化を強めている。防衛装備庁には防衛装備品の研究開発を職業とする科学者がいるのが現実だと思います。

そこで所属機関の違いを超えて共通する科学者の社会的責任や科学者の倫理について論じることは可能だろうか、と言うのが私にも答えのない問題提起です。例えば生命科学の分野では、どのような組織に属していても守るべき普遍的倫理を定め、規範化することが追求されています。軍事研究の分野でも、法的な禁止と言う制約は存在する。生物兵器、化学兵器、最近では地雷兵器があります。核兵器もありますがそれは法的には禁止されていない。法的な禁止以外に内在的な制約を言い出すことは可能だろうかという事が、まだ残っている問い合わせではないかと思います。

◆企業の社会的責任について

企業については社会的責任という概念があります。これは国際的にはかなり重視されていて、ガイドラインが設定されている。特に大手企業などはそのことを意識して表明せざるを得なくなってきた。最近の例では、トランプ大統領が不法移民の審査をするために大人は審査するけども子供は審査対象にできないので親子を引き離して審査をやったことに、大手の航空会社がそれに加担できないと態度を表明しているわけですね。企業として認めて良いこと悪いことがあるという意識を持っているということの現れです。発展途上国の児童労働を利用した製品を作っている会社には不買運動するという運動もあります。

企業の社会的責任と言うアプローチは国際的に広がってきているのではないかと思うが、日本はその点が極めて弱いと思う。

◆個人レベルでの軍事研究拒否

それから国立研究機関については皆さん方からご意見を聞かせていただきます。確かに国からお金が来ていて、研究の在り方が大

学とは大きく異なると思います。組織がある方向の研究をしようとした時に、研究者が自分はそれには同意できないという時に拒否するという考え方がありえないか。これは個人レベルの問題ですが、これを支える倫理的な立場は何か。これについては「世界」の昨年10月号に東北大の花輪公雄さんが「良心的軍事研究拒否権」を出しておりました。一つのアイデアとしてあると思います。時の政策がこうこうだと言えばそれに従がっていいかと言うことについては皆さんの考えがあるのでないかご意見を聞かせていただきたいと思います。

◆平和の問題

平和の構築ということについて議論が足りなかったのではないかという議論があるが、そうではなくて自衛権についての考え方があつたとしても、そのことから自動的に軍事研究についての答えが出るわけではないかという事です。

追記：時間の都合により、「平和の構築」について十分にお話していただく事ができませんでした。講師の「平和の構築」についての考え方は、3月31日に開催された『軍学共同反対連絡会主催の集いの[講演要旨]（News Letter No.24 / 2018.07.15）』に掲載されています。 “<http://no-military-research.jp/?cat=6>”

『全体討論の要旨』

～質疑応答～

[Q] 防衛に関する研究かどうかを、資金の出どころと結果の公開をするかどうか、の2つで判断するということでしょうか。

[A] 軍事的安全保障研究とは何かという定義のようなものが有って、1.研究目的。防衛装備庁のは基礎研究と言っていますけど、当初は防衛装備品の開発という目的のために研究してもらうんだと言っているし、その後はその事は前面に出さないけど主旨は変わっていないので、目的から言って明らかに軍事的安全保障だろう。

2.資金源。防衛装備庁の資金は明らかに軍事研究と言える。

3.成果が軍事的に利用される可能性のある研究。ここは微妙なところがある。しかし、防衛装備庁のものは1と2で既に軍事的安全保障研究に当たはまるというのが、学術会議の判断です。

[Q] 結果の公開に関しては？

[A] 防衛装備庁の軍事的安全保障研究は、軍事目的ということがある限りは、結果が公開されない可能性は潜在的に絶えず含んでいる。防衛装備庁は公開すると強調しているけれども、今後そうならない保証はないだろう。防衛装備庁のプログラムオフィサーと研究者との話し合いである部分を伏せておくということになって、結果を発表しないということが、外部から知り得ない状態で進行するのではないだろうか。

[Q] 現在の社会情勢は、TPPや種子の独占などの、経済戦争のようなどころが強くなっているが、ここでの軍事というのはあくまで人の殺傷という所までの話なのでしょうか。

[A] 軍事的手段という場合には、情報収集その他いろいろ有っても、究極的には人の殺傷という手段を用いて国家の安全保障を確保するものという理解です。貿易戦争や、とくに特許権をどう考えるかは難しい問題ですが、それは直接的には入れていません。人の殺傷という考え方方は、私がまだ答えが出ていない問題として出したもので、学術会議ではその問題について議論していません。

[Q] 「軍事」という言葉を使わないようにという横槍が入ったそうですが、これはどこからの横槍ですか。

[A] これは議事録に載っていますが、検討委員会の委員の一人からです。

[Q] 今、緊急事態状況ということが問題になっていて、ナチスが政権を取る時に、これがワイメール憲法を突き崩した。「軍事」という言葉が堂々と出てきているというのは、憲法9条が守ってきた日本の平和が本当に脅かされてる証明です。

[A] 誤解があるので念の為、「軍事」という言葉を使うべきだと言ったのは私達の方で、先程の委員の方は「軍事」を言う言葉を使うべきでなく「安全保障」という言葉に変えるべきだと主張されたのです。私達は「軍事」を使って議論することが問題のポイントを突くことになると主張したのです。

[Q] 「軍事研究の戦後史」という本を読んでの感想なのですが、軍事研究が戦後どのように発展してきたかという歴史を知ることも大事なのではないかなと痛感している。学術会議の声明が何度も否決されているといったような歴史の中で、軍事研究を容認する人たちが一定程度存在しているという認識をしっかり

持つべきではないか。社会が軍事研究を容認する方向にいく動きが見えるような気がする。我々は、原則をきちんと持って行動すべきであり、その時に社会的責任という提言はすごく意味があるという感想を持った。

[A] 防衛装備庁が資金を出すのが日本の防衛力を強化するためであるのは、防衛装備庁が国民の税金をつかう上では当然のことと、基礎研究一般のために金をだすのは防衛装備庁の行政目的に反することになる。そういう一定の認定をした上で、なぜそれが問題かという中に研究の公開性ということを言っている。科学者の社会的責任と言ったのは、学問の自由とか研究の公開性だけでは掏い取れない問題が残るからです。そして、科学者の社会的責任と言っただけでも掏い取れない問題がさらに残るというのが3番目の議論です。全く省略したのですが、平和にどう近づくかという次元で、そこに近づくには3つのレベルのことを一つ一つ吟味して積立てて議論していくようにしないとまずいのではないか。

～職場からの報告～

(報告1) 物質材料研究機構 大橋次郎氏より

物材機関の中でも、安全保障に関しては研究者が積極的に貢献すべきという意見も多数ある。その中で、防衛装備庁の研究を念頭に、本人の思想・心情にそぐわない研究テーマへの参画を強制せられない権利、それを拒否した場合においても不利益を被らないようにする事を、労働組合を通して要求した。機関側は、業務遂行上必要としつつ合理的な命令である以上、職員は命令に忠実に従わなければならぬ、思想信条にそぐわない事を理由として拒否することは認められない、と回答した。ただし、職員本人からの申し出があった場合は、過度な精神的負担を課すことのないように、職務命令がどうして必要なのか説明するなどの配慮を行なうとしました。

私自身は良心的軍事研究拒否権を個人的に発動して、防衛省予算研究には参画していないので、以下の報告は又聞きによるものです。

2017年度に、物材機関が研究代表のものが1件、IHIが研究代表でそこから再委託を受けるものが1件採択されています。研究成果については、防衛施設庁が「研究成果シンポジウム」を11月に、たぶんオープンな会議として開催します。私達は卒業研究生も受け入れているんですが、某私大の学生は軍事研究はダメということで、防衛施設庁の研究にはタッチさせないとすることを徹底している。

先程の講演では、東北大は防衛施設庁の予算はダメだという内容だったのですが、実際にはIHIからの再委託の形で研究に参画しているようです。

(質疑)

[Q] 大学(某私大)の学生が軍事研究がダメというのは、誰がいつているのですか。

[A] 大学側で、やらせないでくれと言っている。

[Q] 農水では仕事全部を「職務命令」とは言わないで、緊急のある時に特別に出されるものを指している。物材機関での「職務命令」はどのようなものか。

[A] 労組と機関の団体交渉の議事録に職務命令を書いてあったので、それを使いました。その範囲については分りません。

(報告2) 高エネルギー加速器研究機構 手島昌己氏

30年も前になるが、KEKが平和宣言をやった時は、約8割の人が宣言に賛同してくれました。平和宣言の内容は、

(1)兵器開発を目的とする研究や軍機関から資金提供された研究をやらない。

(2)高エネ研で今後とも軍事研究が行われないことを求める。

(3)科学の健全な発展のために研究の公開原則を堅持するの3項目からなっています。平和宣言で頑張った人たちが「平和の会」をつくって、活動してきました。

高エネ研がホストをしたLinac94という国際会議で、軍事研究反対の活動がありました。そのころ国際会議でピーム兵器に関する発表が行われてきたので、日本でやるLinac94のときは発表をやめてほしいということを職員組合から会議実行委員会に申し入れを行いました。実行委員会が発表辞退を求めるメールを送ったりして、発表は減ったと思います。その流れの中で、会議中に国際会議実行委員会の主催でインフォーマルミーティング「軍事研究をめぐって」が開催され、海外の研究者を巻き込んだ議論が行われました。

昨年「安全保障技術研究推進制度」に関する学習会を行いました。その中で、

・安全保障技術研究推進制度は、審査方法や間接経費などを考えた時に、科研費に比べて大きく使い勝手が悪いのではないか、ということを明確にして職員に知らせる必要があるのではないか。

・研究成果の公開に縛りが有るということは、我々の研究所の立場——国際的な拠点として海外の研究者に研究発表の自由を保障する——からも、こういうものを引き受けるのはまずいのではないか。

・高エネ研では日本学術会議の「新声明」に基づく「審査制度」をまだ作っていませんが、審査制度を設ける前に機構職員間の真摯な議論が必要なのではないかということを表明する。という議論がありました。

6月には、杉山滋郎先生の「軍事研究の戦後史」の学習会をやりました。軍事研究かどうかを資金の出どころだけで判断するのが良いのかどうかの論争、学術会議の声明と社会情勢の関係、宇宙開発が「平和に限り」始まったのに平和目的の解釈がどんどん広がっている、平和のための安全保障強化のための軍事研究というのは論理の飛躍を感じる、というようなことが書いてありました。この本を読んで、事実を知ることが大事だと感じました。

(報告3) 農業・食品産業技術総合研究機構 小滝豊美氏

◆職場の深刻な状況

独立行政法人の中では、軍事研究をどう扱うかについては議論されていないと思いますし、態度表明もされていません。

今年から役員人事に大きな変化があって、楽観視できない状況になっている。組織運営上では、トップダウンが強化されて、中間管理職のヒラメ化が極端に進んでいる。それから、研究課題や研究資金の選択と集中が強化されている。

私の職場は、一昨年に4つの農水系の独立法人が統合されて農研機構になったところです。大学と企業の間の橋渡し研究をやれと強調されていて、総合科学技術イノベーション会議が全体を仕切ると言っている。三菱電機出身で、その総合科学技術イノベーション会議の民間有識者議員だった人が、この春に農研機構の理事長として来たんですね。農研機構の役職員には、民間出身の役員が送り込まれている。

農水省のトップ人事自体が明らかな官邸人事で、菅官房長官の覚えめでたい人が役人双六の目を飛ばして次官になっている。日本の農業はどうでも良くて、TPPに対応するような農政を進めるような人がトップにいる。その次官によって、三菱電機の役員だった人物が理事長として送り込まれた。理事長はその中

身をちゃんと説明していないけど、ソサエティ5.0の農業・食品版をうちらの職場でやれと言っている。

◆国研集会の個人アンケートより

学研労協と国公労連の共催で国立研究機関全国交流集会を開催して、そこで個人アンケートを毎年やっていますが、今年の結果を報告します。アンケート回答総数約800のうち600が農水関係の機関なので、結果は大体農水の研究所に所属している組合員の意見を反映していると思います。

毎年、軍事研究に関する意見を聞いているのですが、今年は個人の考え方を聞くとして「防衛装備庁における安全保障研究推進制度の予算獲得を検討しますか」という聞き方をしました。3つの選択肢「他の制度と分け隔てなく自分の研究分野とマッチするものが有れば検討する」（積極派）、「自分の研究分野とマッチするものが有っても検討しない」（消極派）、「優先順位は落ちるが他から予算獲得が見込めない時は検討する」（中間派）から1つ選んでもらいました。アンケートの結果は、積極派29%、中間派23%、取らない人が40%でした。年齢別に分けると、サンプル数が少ないので20代は積極的に取るが7割、30・40代はこれより少ないので50・60代が多い。

去年は「軍事研究を進めるべきか進めないべきか」という曖昧な聞き方でしたが、33%が進めるべきと回答しました。去年の回答の年齢構成は、若いの方が進めるべきという方が高くて、歳を取るとどんどん減るという傾向にあります。一昨年は進めるべきが26%でした。サンプル数が約800なので、3%を超えると統計的に有意です。この間に軍事研究の議論が色々されているのに、明らかに何かの理由で進めるべきが増えているのですが、なぜ増えたかまでは分析しきれていません。

一昨年のアンケートで、なぜ軍事研究をやらないかという理由を書いた人が110人いて、理念・憲法9条・戦争反対・公開性に問題、という理由でやらないと言っています。軍事研究をすすめる理由を書いた人が91人で、進めると言った人は進めないと言った人の半分くらいなので、進めると言った人はいっぱい理由を書いています。安全保障上必要・科学技術の発展に必要・お金のためなら、という理由で進めると言っています。

◆農業関係研究所での軍事研究の可能性

うちらの職場でも、1987年に平和宣言を出しています。その時は国家機密法制定とかSDIに日本も加わるという動きがあり、電総研の宣言に横槍が入ったりなんかして、それならみんなでそういうことをやろうと農水も加わった。農水関係の研究所も、飛行機の翼に張る布地の研究・木材の軍事物資としての利用・ダム破壊の研究・炭疽菌などの大量培養など、いろいろな研究をやって協力させられたという認識のもとに、研究所平和宣言が出された。軍事研究をやらない理由を、研究所のミッションでないと答えた人がいたが、それは甘いと思う。こういう経緯だから農業関係だから関係ないとは絶対言えない。こういう経緯を思い出し、若者にも伝えて、平和のための研究をやらなくてはならないということを強調する必要があると思います。

◆余談

自民党所属の衆議院議員の杉田水脈が、「正論」という雑誌に安保法に反対する科学者の会の中で科研費をいっぱい取った人のランキングが出ていてこんな調査をしてくれて有難い、とツイートしている。国会議員がこういうことを堂々と言う大変な世の中になって来ています。私達も真剣にこういうことに取り組む必要がある。すごい雑誌が世の中に存在していることも知っておいたほうが良いんではないかと思います。

以上、文責： 碓井雄一、武田潔

『講演についての感想』

感想1：軍事的安全保障研究及び国立研究機関

世話人会の丁寧な報告を拝見しました。小森田氏の講演が詳細に記され、大変参考になります。有難うございました。集会に参加できませんでしたが、以下に感想を記します。

報告を拝見した限り、そして検討委員会の当初の頃の記録を再読する限り、小森田氏は軍事研究に替え“軍事的安全保障研究”という語を、やむなく使うとしても、その語を使うことには当初から問題を感じておられないように読み採れました。氏が講演で冒頭述べておられるごとに関わって考えれば、報告に合わせ軍事研究/軍事的安全保障研究について世話人会の考えをニュースのどこかに記せば会員・読者の方々の理解に便かと思われます。

上述と関わり、氏は防衛庁競争的研究資金問題の展開と理解のために提起された三つの次元の第三番目に“平和の構築”を掲げておられます。時間の都合で講演ではそこに触れられることができなかつことは大変残念でした。講演の一つの中心的主題であり、氏の考えが何らかの形で、例えば、ニュースに改めて寄稿願うなど我々に伝わることが願われます。

又、学術会議（或いは検討委員会）が優れて大学に拠っていて、国立研究機関等には認識が薄いと述べておられるのにやや困惑を感じています。学術会議の成り立ち、また、今回の軍事研究に関わった議論においては国立研究機関の研究と大学の研究を分けるものではなく、学術会議・委員会があたかも大学関係を主に念頭に置いて考えたかの報告になっていることはことは残念に思えます。現実には、大学関係者等と共に国立研究機関関係者の参加がみられるイノベーション会議等により防衛庁の競争的資金による研究募集が主導されており、応募状況からも、議論に国立研究機関のに関わる研究者・技術者を外すことが出来ないことは氏の報告にも見られる通りです。社会的責任と共に“国家目的”、また、“国家の戦争”的議論に関わることで、氏は今後に議論の要することとしておられるように思われますが、人文・社会・自然科学分野の唯一代表機関である学術会議が自身の考えを示し議論を醸成することが、いま、求められます。

（高松邦夫）

+++++

感想2：小森田氏の講演について

講演では、小森田氏は日本学術会議の「2017声明」をまとめた検討委員の立場から、声明の内容と意義を正確に丁寧に説明し、残された課題についても提起されました。声明の検討段階では、大学に焦点を当てた見解がまとめられたため、国立研究機関や企業に所属している研究者に〈学問の自由〉の論理が届きにくい問題をどう考えるか？として氏は、「軍事研究を問う3つの次元」で検討することが必要ではないかと話しておられました。

3つの次元の第1は学問の自由です。なぜ学問の自由という視点を「2017声明」で全面に押し出したのか？氏の説明によれば多様な意見を含む科学者コミュニティが最大限一致することの可能な視点として、憲法9条ではなく憲法23条が選ばれたということです。

第2の次元は科学者の社会的責任です。日本学術会議は、「科学者の行動規範」で科学者像を想定しています。「科学者には、科学の成果がどのように利用される可能性があるかについて自覚し、必要に応じて適切な対応を行う社会的責任」、「自らの研究がどの

ような社会的条件のもとで行われているかについて自覚し、その望ましいあり方について発言することは、…もう一つの社会的責任」と2つの社会的責任を指摘しております。

第3の次元は平和の構築です。氏は科学技術政策・大学政策の動向に対して、学術と大学のあるべき姿、平和の構築という観点から、批判的に分析することが必要である。例えば、「第5期科学技術基本計画」、「科学技術イノベーション総合戦略2017」、自民党安全保障調査会の「防衛力を支える基盤の構築に関する提言」などは、軍事的安全保障に積極的かかわるように誘導していると、氏は分析しています。

最近では、人文社会科学分野でも、国益に反する研究を国のお金でやるのはけしからんという議論が始まっています。例えば産経新聞のニュースで「慰安婦問題に科研費が使われている」と掲載されています。

このような動向に対して、軍事研究を拒否し、科学者の社会的責任をはたすために、積極的に発言していくことが、「大学さえ軍事研究に関わらなければ戦争を防げるのか？」に対する答えではないかと思いました。

（手島昌己）

+++++

感想3：学術会議の検討委員会について

小森田氏の講演は、膨大な資料を駆使して検討委員会の議論の様子を努めて客観的に、とても詳しく紹介されていたと思います。検討委員会がまとめた「日本学術会議声明」については評価しますが、それでもなお、大西氏が要請した検討委員会自体については当初から違和感を感じていました。「安全保障と学術に関する」などと、タイトル自体も国策の要請に応じたものであるように感じます。このような委員会では、本質を避けた、限定された枠内での議論になることは必然であり、実際に一般的の個々の科学者を意識し、対象にした議論も少なかったように思います。

大西氏をはじめ委員の方々がどの程度、日本学術会議の発足に際しての「決意声明」あるいは「科学者憲章について」の精神を認識していたかも少々疑問に思っています。大変残念なことですが、今では、日本学術会議自体が民主的な科学者を代表する機関ではなくなってしまったのではないか、とも危惧しています。

（上原 満）

最新の軍学共同反対連絡会ニュース25号に、今年度の安全保障技術研究推進制度の採択速報が掲載されています。抗議文を転載します。

Japanese Coalition Against Military Research in Academia

軍学共同反対連絡会 (<http://no-military-research.jp>)

News Letter No.25 2018.09.05

2018年度安全保障技術研究推進制度採択速報

日本学術会議声明を蔑ろにして応募・採択された大分大、岡山大、桐蔭横浜大、海洋研究開発機構、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、物質材料研究機構に強く抗議する

連絡会ニュース25号には採択速報の他に、「正論」掲載の文章についての香山リカ氏による批判、731部隊軍医将校への学位授与の検証を京大に求める要請への京大の対応などの記事も掲載されています。

連絡会ニュースの記事では、つくばのNIMS、JAXA等についても、「4つの日本を代表する公的研究機関が組織として積極的に軍事研究に取り組んでいこうとしているように思える。その動きを止めねばならない。」との記述があります。当会としても見過しきにできない事態です。

これまでの賛同者数 839名

2018年 8月31日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。

◎「会」へのお問い合わせは

安田公三 : TEL/Fax : 029-847-3884

武田 潔 : e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp